

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査 の結果について

金沢市内で1月8日に回収したフクロウ1羽の死亡個体について、確定検査を国立環境研究所（茨城県つくば市）において実施したところ、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました（県内で今シーズン2例目）。

1 死亡個体の確認地点 金沢市内

2 経 緯

- 1月8日 フクロウ1羽の死亡個体を回収、簡易検査で「陽性」
- 9日 県が回収場所から半径10km圏内の監視パトロールを開始
（環境省による野鳥監視重点区域の指定前に前倒しで実施）
- 10日 環境省が回収場所から半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- 12日 国立環境研究所における確定検査で、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）と判明

3 今後の対応について

(1) 野鳥の監視

野鳥監視重点区域内の監視パトロールを継続

(2) 家きん飼養施設に対する対応

本日、県内全ての家きん飼養施設に対し、情報提供及び注意喚起

【留意事項】

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられていますので、鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをお願いします。

県民の皆様の冷静な行動をお願い致します。

また、死亡した野鳥を見つけた場合は、県自然環境課やお近くの県農林総合事務所、市町役場にご連絡ください。